

利息付金銭消費貸借契約における貸主の期限の利益 —東京高判平14・6・27、最判平15・7・18、東京簡判平16・11・10—

畠 中 久 彌*

はじめに

期限の付された利息付金銭消費貸借契約において、借主は期限前に弁済することができるだろうか。また、できるとする場合、その要件は何であろうか。

この点については、貸主には期限の利益として約定期限までの利息の収受が認められるから、民法136条2項により、借主は約定期限までの利息を支払わなければ期限前弁済できないとも考えられる。また、貸主と借主が期限前弁済を禁止する特約を締結した場合には、契約自由の原則により、期限前弁済自体が不可能になるとも考えられる。

これに対し、消費者信用や商工ローンの問題の拡がりを背景として、貸主に期限の利益を認めず、借主は弁済時までの利息の支払いに足りるとの見解が主張されるようになっている¹。日弁連による統一消費者信用法の提案も、期限前弁済について、これと同じ考え方方に立っている²。こうした考え方方は、従来の判例・裁判例にも見受けられるものであったが³、以下に見るようく、

* 福岡大学法学部講師

最近の消費者信用や商工ローン分野の判例・裁判例において、ますます確かなものとなっている⁴。

1. 東京高判平14・6・27⁵

(1) 同一の貸主と借主の間で継続的に貸し付けが行われ、一つの借入金債務の弁済に過払金が生じた場合、この過払金を他の借入金債務に充当できるか否かが問題となる。本件判決は、これを肯定し、さらに過払金は弁済期にない債務にも充当されると判断したものである。

事案は次のようなものであった。商工ローン業者Y（控訴人）は、借主X（被控訴人）に対して、103回にわたる金銭の貸付を行った。Yは、貸付に際し、Yが100%出資した会社による信用保証を条件付けており、Xにもこれが付けられていた。Yによる多数回の貸付は、利息等及び保証料等を天引きした額を被控訴人の口座に送金し、その際、被控訴人から徴求した被控訴人振

¹ 全国クレジット・サラ金問題対策協議会編『判例貸金業規制法と救済の実務』〔茆原洋子〕（全国クレジット・サラ金問題対策協議会、2002年）15-16頁、26-32頁、41-51頁など。なお、期限前弁済における判例・学説の立場を整理し、約定期限までの利息の支払いに足りることを論じたものとして、拙稿「期限の付された利付き金銭消費貸借における早期完済特約の有効性」東亜8号（2002年）41頁以下を参照。

² 村千鶴子「シリーズ：統一消費者信用法(6)統一消費者信用法の制定に向けて～日弁連の意見書について」消費者法ニュース45号（2000年）55頁。

³ 最判平7・7・14判時1550号120頁以下、大阪高判平8・1・23判時1569号62頁以下。

⁴ 本稿で取り上げる以外にも、福岡地小倉支判平13・10・10が、貸主の期限の利益に関する判断を下しているようである。貸主の二重の利益の不公平を指摘するものであり、重要であるが、判決の原文が取得できなかつたので、本稿では取り上げないでおく。「判例貸金業規制法」・前掲注(1) 48頁。

⁵ 判時1790号115頁。

出しの約束手形等を決済するという方法が取られていた。Xが、利息制限法所定の利率を超過する利息を支払ったとして過払金の返還を求めたところ、原審判決がこれを一部認容したため、Yが控訴した。

本件で争点となったのは、保証料等がみなし利息（利息制限法3条）に該当するかどうか、本件各貸付の個数と過払金の充当関係はどうなるかであった。以下では、本稿の問題意識に関わる後者の争点を取り上げることとしたい。

原審判決は、本件貸付は12個の取引グループに分けられるとし、過払金は民法489条にもとづいて他の貸金債権に充当されたとした。これに対し、Yは、本件各貸付は、各別の103回にわたる貸付取引であって、12個の取引にグループ分けされるものではないと主張した。また、Yは、原審判決の採用した過払金の充当計算は、控訴人の期限の利益を無視するものであり、承服し難いと主張した。この主張は、過払金を別の債権に当然に充当するのは当事者の通常の意思に反するという理由のほかに、貸主の期限の利益についての次のような考え方にもとづいていた。

「本件においてYが主張している『期限の利益』とは、過払金を計算する場合における『期限の利益』（利息制限法内での支払期日までの利息請求権）にすぎない。民法136条2項ただし書きは、現実に損益が発生したか否か（期限前弁済による金員の運用利益等の有無）を問題としていない。契約関係の中で、例えば、本件のように一定の限度で満期日までの利息を得ることができるという関係に入った以上、その利益を与えることを約束した者（借主）は、貸主が他の方法で運用を行ったか否かに関わらず、その補填をしなければならないのである。それは契約上の義務である。Yにはこのような期待権を認めず、充当と同時に利息を得る権利は喪失するというのであれば、それは不均衡の誇りを免れないであろう。」

(2) 裁判所は、Yの控訴を棄却するとともに、原審判決のXの敗訴部分を取り消した。前述の争点についての判示内容は、次のとおりである。

本件判決は、まず、本件貸付を12個のグループに分けた上で、グループ毎に「一連の取引がされている場合において、その一つのグループの中で過払金が発生したときに、他のグループの中に未払いの残存元本等があるときには、その過払金は、民法の法定充当の規定（489条）に従い、期限未到来の債務を含めて、これに充当されるものと解される」とした。

次に、このような充当によってもなお過払金が残る場合には、そのグループの一連の取引の中で新たに貸し付けられる貸金に、その貸付けの時点で当然に充当されたとした。

裁判所のこのような判断は、次の理由にもとづくものであった。すなわち、「借換えや借増し等の一連の取引をする当事者は、その一連の取引の中に更に複数の債権債務を発生させるというような複雑な権利関係とすることを望んでおらず、また、貸金の利息の利率と過払金返還請求権の利息（民法704条により付すべきもの）の利率の間に大きな格差が存在することによる当事者間の不公平をできる限り是正する意思であったものと解するのが相当」である。また、「Yは、貸付取引が継続している間は、過払金が発生していても、それが存在するかどうかを借主に明らかにせず、むしろこれを秘匿し続け、その返還を免れようとしていたことが窺われる。このように、Yは、借主による過払金返還請求権の行使を妨害しながら、その行使の一態様である過払金による相殺があるまでは貸金は減少しないなどと主張するのである。そして、このような過払金は、Yの高利の金融業の原資として利用される。そうすると、Yのいう『期限の利益』というものの実態は、借主による過払金返還請求権の行使を妨害して過払金を返還しないばかりか、貸金は減少しないとして高利を徴収する一方で、返還しない過払金相当額を他の貸付の原資として運用し、新たな貸付利益を取得することを意味するのであって、借主と

の関係で正当に保護すべきものとはいえない不当の利益である」。

(3) 以上のように、Yは、自らの期限の利益として、約定期限までの利息収受の利益があると主張したが、裁判所は、これを保護に値しない不当の利益と判断した。そこでは、過払金の発生を秘匿し、その返還請求を妨害しつつ、過払金を他に貸し付けて新たな利息を收受するという、Yの期限の利益の実態が考慮されている。他への貸付により利息を收受できるとすれば、Yには期限前弁済による損害が生じていないとして、期限前弁済を認めることができよう（ただし、この理由だけでは、新たな貸付の有無や貸付金利の差が問題として残ることになる）。

Yは、この点について、他への運用の如何を問わず、約定期限までの利息収受への期待は保護されるべきと主張している。しかし、たとえYに期限の利益を認めるとしても、損害の有無と無関係に民法136条2項の適用があるとするのは、行き過ぎであろう。

2. 最判平15・7・18⁶

(1) 本件判決の事案は次のようなものである。Y（上告人）は、訴外会社Aに対して、利息制限法所定の金利を超過する利率で、継続的な貸付を行った（元本極度額3000万円）。Yは、貸付に際し、Yが100%出資した会社による信用保証を条件付けており、Aにもこれが付けられていた。Xら2名（被上告人）は、それぞれ400万円を限度とするAの連帯保証人である。YがXらに保証債務の履行を求めたのに対し、Xらは、超過利息の元本充当によって過払金が発生しているとして、その返還を請求した⁷。

原審判決は、YとAは、基本取引約定及び手形貸付取引約定を取り交わし、

⁶ 民集57卷7号895頁。

これにもとづく複数の貸付金取引を並行して行っていたのであるから、Aがそのうちの一つの借入金債務につき利息制限法所定の制限を超える利息を支払い、この制限超過部分を元本に充当した結果生じた過払金については、Yの貸主としての期限の利益を保護した上で他の借入金債務に充当するところが、YとAの意思であると合理的に推認されたとした。このように原審判決では、Yは充当されるべき元本に対する約定期限までの利息を取得することができるとされた。

(2) 本件判決は、原審判決の判断のうち、他の借入金債務への充当を認めめた点を支持したが、約定期限までの利息を取得できるとした点については、是認することができないとして、差し戻した。その理由は次のとおりである。

「[利息制限－筆者注] 法1条1項及び2条の規定は、金銭消費貸借上の貸主には、借主が実際に利用することが可能な貸付額とその利用期間とを基礎とする法所定の制限内の利息の取得のみを認め、上記各規定が適用される限りにおいては、民法136条2項ただし書の規定の適用を排除する趣旨と解すべきであるから、過払金が充当される他の借入金債務についての貸主の期限の利益は保護されるものではなく、充当されるべき元本に対する期限までの利息の発生を認めることはできないというべきである。

したがって、同一の貸主と借主との間で基本契約に基づき継続的に貸付けが繰り返される金銭消費貸借取引において、借主がそのうちの一つの借入金債務につき法所定の制限を超える利息を任意に支払い、この制限超過部分を元本に充当してもなお過払金が存する場合、この過払金は、当事者間に充当に関する特約が存在するなど特段の事情のない限り、民法489条及び491条の規定に従って、弁済当時存在する他の借入金債務に充当され、当該他の借入

⁷ 本件においても、保証料等がみなし利息（利息制限法3条）に該当するかが争点となつたが、本稿の問題意識とは関係がないため、取り上げないでおく。

金債務の利率が法所定の制限を超える場合には、貸主は充当されるべき元本に対する約定の期限までの利息を取得することができないと解するのが相当である」。

(3) 本件判決は、原審判決と異なり、貸主に約定期限までの利息收受を認めないと判断を下した。民法136条2項によれば、借主は約定期限までの利息を填補しなければ期限前弁済できないとの考え方も成り立つ。しかし、本件判決は、利息制限法1条1項と2項の趣旨を、借主が実際に利用できる貸付額とその利用期間とを基礎とする同法所定の制限内の利息の取得のみを認めたものと解し、これを根拠として、民法136条2項の適用を除外したのである。

3. 東京簡判平16・11・10⁸

(1) 本件判決は、貸付金利が貸金業規制法42条の2第1項の規定する金利(年109.5%)を超えるか否かが争われた事案である。貸主の期限の利益の有無は、この年利の計算方法にも関わってくる。

事案は次のようにあった。貸金業者X(原告)は、Y(被告)に対し、次の約定で150万円を貸し付けた。貸付期間は、平成16年2月から平成20年12月まで、利息は年21.9%とされた。また、借入日から48か月間は元本等を利用し、一括弁済できない旨の期限前弁済禁止特約と、平成16年2月6日までにXが適正と認める連帯保証人2人を立てるものとし、Yが同日までに上記連帯保証人2人を立てることができないとき、または上記分割金の支払を1回でも怠ったときは当然に期限の利益を失う旨の特約とが締結された。さらに

⁸ LEX/DBインターネット(情報提供第一法規、TKC)より引用。

Xは、平成16年2月9日まで貸付金のうち60万円を預かり、上記特約が履行されなかったときはこれを貸付金の弁済に充当するものとされた。そして、Xは、平成16年2月5日、上記貸付金のうち60万円を預かり、融資諸費用として33万円のほか1万5750円を受領した。

本件では、前述したように、このような契約の貸付金利が年利109.5%を超えるか否かが争われた。具体的には、実質年利の計算式 ((徴収利息額 ÷ 利用可能な期間 ÷ 実質元本額) × 100) に、どのような数値を代入するかが問題となつた。

Xは、徴収利息額を163万5390円（名目年率21.9%による約定期限までの利息130万53390円+融資諸費用33万円）、利用可能な期間を4.951年（5年間から5日間を控除）、実質元本額を117万円（名目元本額150万円-融資諸費用33万円）として計算し、実質年利を28.23%と主張した。

これに対し、Yは、期限の利益を喪失した場合、期限の利益を喪失するまでの利息として融資諸費用33万円と1万5750円の支払を余儀なくされるから、実質年利は109.5%を遥かに超過し、本件契約は無効であると主張した。

(2) 裁判所は、実質年利を約11438%と認定し、貸金業規制法42条の2第1項所定の年利を超えることは明らかであり、「このような利息の契約をしたときは当該消費貸借の契約は無効となるから、本件契約に基づいて、利息のみならず元本の返還を請求することはできない」とした。

裁判所は、実質年利の算定にあたって、徴収利息額を34万6413円（融資諸費用33万円+融資諸費用1万5750円+2日分の利息663円）、利用可能な期間を2日（連帯保証人を立てられず、期限の利益を失うまでの期間）÷366日、実質的元本額を55万4250円（交付額90万円（名目元本額150万円-預り金60万円）から融資諸費用33万円と1万5750円を控除した金額）とした。

(3) 本件判決で注目されるのは、利用可能な期間についての考え方の違いである。Xは、基本的には約定期限までとしているが、この点について、次のように述べている。「本件契約については、貸付期間が5年とされ、借主において、少なくとも48か月は、期限前弁済ができないから、被告が約旨どおりに期限までに連帯保証人2人を立てた上で、その後5年間（少なくとも48か月）、被告の原告に対する本件契約上の債務につき、各支払期日における元利金の返済が継続していくことが予定されている」。ここには、借主は約定期限まで元本を利用すべきである、逆にいえば、貸主は約定期限までの利息収受の利益を有するとの発想があるように思われる。

これに対して、Yと裁判所は、元本の利用可能な期間を、期限の利益を喪失するまでの期間（本件では2日間）としている。これは、約定期限までの利息収受に対する貸主の利益を前提としない発想に立つものといえる⁹。

おわりに

本稿で見たように、消費者信用や商工ローンの分野では、様々な争点において、貸主が期限の利益を主張するのに対し、裁判所はこれを保護しないとの判断を相次いで下している。

利息は元本利用の対価であるから、元本を実際に利用しない期間についてまで利息を収受できることは妥当とは思われない。貸主は、期限前弁済によって得た資金を他に運用することで新たな利息を得ることができるのだから、約定期限までの利息収受を保護することは、いわば二重に利得させることになるので、妥当ではない¹⁰。また、約定期限までの利用を強制し、そ

⁹ 実際の利用期間にもとづいて実質年利を計算する方法は、弁護士による債務整理では一般的なものとされる。「判例貸金業規制法」・前掲注(1) 32頁。

¹⁰ 「判例貸金業規制法」・前掲注(1) 参照。

の利息を收受しようとしても、消費者信用や商工ローンの借主の負担を考慮すると、妥当ではない¹¹。このように考えると、貸主に期限の利益を認めないとする立場は、妥当な利益考量に立つものといえる。

ただ、本稿で取り上げた判例や裁判例のように、貸主の態度の不当さを根拠としたり、利息制限法の趣旨を根拠としたりするべきかどうかは、さらに検討が必要と思われる¹²。前述の利益考量からすれば、こうした根拠によらずとも貸主の期限の利益を否定するのが望ましいことになるからである¹³。

また、消費者信用や商工ローンにおいては、借主の生活破綻といった深刻な問題があり、これが貸主の期限の利益を否定する考え方へ説得力を与えている。こうした問題が生じない分野において、貸主の期限の利益をいかに考えるかは、さらに検討が必要となろう¹⁴。

¹¹ 摂稿・前掲注(1) 参照

¹² 井上健一助教授は、本稿の1. で取り上げた裁判例について、「Yの立場からすれば、過払金か否か、あるいは過払金であったとしてもそれを保持していることに悪性があるかどうかは裁判過程を経て事後的に明らかになってくることである」とし、「事後的に過払金であると認定されれば遡って元本充当がなされる結果を正当化するには、Yの行為の評価によってではなく」、本稿の2. で取り上げた判例のように、「〔利息制限－筆者注〕法の趣旨からなされるべきと解する」としている。井上健一「手形貸付による継続的貸付と過払金の充当関係」ジュリ 1280号(2004年) 134頁。

¹³ 利息制限法を根拠とする見解は從来から主張されていた。米塚茂樹「期限前弁済」塩崎勤編『金銭貸借の基礎知識（下巻）』（青林書院、1994年）330頁。筆者としては、利息制限法が存在するから貸主の期限の利益が否定されるというよりも、消費者信用や商工ローンにおいては、貸主の期限の利益はそもそも保護に値しないから、当然に約定期限までの利息の支払いに足りると考えたい。ただ、その法的構成については、さらに検討が必要である。

¹⁴ 貸主に期限の利益を認めるとしても、期限前弁済によって貸主が二重の利得をしないよう清算義務を課すことが妥当である。清算の内容に違いはあるが、こうした立場に立つものとして、鈴木祿弥『債権法講義〔三訂版〕』（創文社、1995年）375頁、三宅正男『契約法（各論）下巻』（青林書院、1988年）582頁がある。